

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東大阪市

2 構造改革特別区域の名称

東大阪市モノづくり再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

東大阪市の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域（近畿圏整備法施行令別表に掲げる布施市の区域））

具体的な地番等は以下のとおり。

- * 森河内西 1～2 丁目、森河内東 1～2 丁目、新喜多、新喜多 1 丁目、川俣 1 丁目 1 番地及び 2 番地の一部、御厨中 1 丁目、御厨南 1 丁目、御厨栄町 1～4 丁目、高井田、高井田元町 1～2 丁目、高井田西 1～6 丁目、高井田本通 1～7 丁目、高井田中 1～5 丁目、長栄寺、長堂 1～3 丁目、足代北 1～2 丁目、足代新町、足代 1～3 丁目、足代南 1～2 丁目、三ノ瀬 1～3 丁目、岸田堂西 1～2 丁目、岸田堂北町、岸田堂南町、寺前町 1～2 丁目、太平寺 1～2 丁目、寿町 1～3 丁目、荒川 1～3 丁目、俊徳町 1～5 丁目、永和 1～3 丁目、横沼町 1～3 丁目、菱屋西 1～6 丁目、小阪 1～2 丁目、小阪本町 1～2 丁目、下小阪 1～3 丁目、中小阪 1～3 丁目、宝持 1～2 丁目、上小阪 1～4 丁目、西上小阪、小若江 1～4 丁目、近江堂 1～3 丁目、友井 1～4 丁目、源氏ヶ丘、吉松 1～2 丁目、長瀬町 1～3 丁目、柏田本町、柏田東町、柏田西 1～3 丁目、渋川町 1～3 丁目、衣摺 1～2 丁目、金岡 1～4 丁目、大蓮東 1～2 丁目

4 構造改革特別区域の特性

【東大阪市全域】

東大阪市は大阪府東部・河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市と、南は八尾市と、北は大東市と接し、東は生駒山系で奈良県と境を接する都市である。

東大阪市は我が国でも有数のモノづくりのまちであり、金属製品を中心に多種多様な基盤の技術産業が集積し、これら中小企業の活動が地域産業・経済を支えてきたまちである。とりわけ、近年では、中小企業による協同組合が結成され、2005 年度を中途にメイドイン東大阪の人工衛星を打ち上げる計画が進み、また、ナノテクノロジー分野でも注目を集める中小企業があるなど、中小企業のまちとしても有名である。

しかし、こうした元気な中小企業がある反面、本市製造業を取り巻く環境は厳しく、バブル経済崩壊以降の平成 2 年と平成 12 年の工業統計を比較してみると、事業所数は 17.7%、従業者数は 23.8%といずれの指標も低下しており、こうした傾向は現在におい

でも変わっていないと考えられる。

* 基盤的技術とは、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものを主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種に属するもの」(地域産業集積活性化法第二条より抜粋)であり、具体的には、製図、プログラム、デザイン、鋳鍛造、プレス、射出成形、溶接、切削、研磨、熱処理、メッキ、塗装等をいう。

【構造改革特別区域】

構造改革特別区域(以下「本地域」という。)は、本市の西部に位置し、大阪市と隣接している地域である。こうした地理的条件などから、本市がモノづくりのまちとして急成長した高度経済成長期に、都市が過密化した大阪市から本地域に製造業が移転し、本市の産業集積形成の一因となった。

特に、本地域の北部にあたる高井田地域は、戦前に耕地整理がなされていたため、小規模零細企業から大企業まで一大工場街を形成することとなった。しかしながら、プラザ合意以降の長期的な円高傾向等により、大手・中堅企業の地方移転や小規模零細企業の廃業・倒産などにより企業数が減少し、産業集積崩壊の危機にさらされている状況にある。

【工業統計にみる事業所数、従業者数の推移】

	平成2年		平成7年		平成12年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
移転促進地域	3,528 (100)	27,779 (100)	3,050 (86.5)	23,395 (84.2)	2,709 (76.8)	19,943 (71.8)
市域全体	9,810 (100)	92,885 (100)	8,933 (91.1)	82,851 (89.2)	8,078 (82.3)	70,822 (76.2)

* ()内は、平成2年を100とした各年の比率を表している。

5 構造改革特別区域計画の意義

上述のとおり、バブル経済崩壊以降、本市製造業の事業所数や従業者数の減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。

事業所数の減少については、その大多数は小規模工場の倒産や廃業によるところが大きい。市内の大規模工場が生産設備の集約化など経営の合理化から市外に転出したり、多品種少量生産型の中堅企業の倒産などの事例も見かけられる。

こうして既存工場が転出や廃業などを余儀なくされる状況が続けば、本市がこれまで

誇ってきた基盤的技術産業集積が崩壊し、地域経済のみならず、我が国製造業の将来的な競争力の低下を招くことにもなる。

また、都市経営という観点からも工場の減少は大きな問題を含んでいる。即ち、本市の財政基盤である市税収入の構成を見てみると、府内の住宅都市と比較すると固定資産税の占める割合が大きい。その理由のひとつには、市域における工場など非住宅用地の占める割合の大きいことがある。その意味で、非住宅用地である工場が減少し、その跡地が住宅用地に転換されれば固定資産税等の収入減に直結することとなる。

さらに、本市では、市内製造業従業者の約6割が東大阪市民であり、工場の減少は雇用にも直接影響を与えるとともに、工場従業者の流入等により昼間人口が夜間人口を上回るという府内の住宅都市には見られない特徴があり、工場の減少は製造業のみならず、小売業やサービス業など地域経済の様々な面に影響を及ぼすこととなる。

【府内の人口30万人以上の市（大阪市を除く）における固定資産税比率と昼夜間人口比率】

団体名	人口（12国調）	固定資産税比率（15年度）	昼夜間人口比率（12国調）
堺市	792,018	44.7%	92.4
東大阪市	515,094	46.9%	104.0
枚方市	402,563	40.9%	83.4
豊中市	391,726	38.0%	87.7
高槻市	357,438	42.7%	83.0
吹田市	347,929	39.0%	99.6
市平均（大阪市を除く）	-	44.0%	91.4

* 固定資産税比率は、「大阪府市町村ハンドブック」（平成16年11月）より抜粋

このようなことから、本計画の意義は、「移転促進地域」からの除外により、基盤的技術産業を始めとするモノづくり企業の集積の維持・発展を図り、地域経済ひいては我が国製造業の競争力を再生するとともに、市税収入の確保による健全な都市経営に寄与し、さらには良好な市民生活と安定的な雇用を創出することにある。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は平成15年3月、「東大阪市モノづくり経済特区構想」を策定し、本市が我が国の製造業が今後とも国際競争力のある高付加価値製品を作りだすための苗床としての機能的役割を担うこと表明し、工場が立地・操業しやすい恵まれた製造環境を提供し、製造業の再配置・誘致などを促進することとしている。

具体的には、6つの施策方向（高付加価値製品製造業への転換促進、創業、第二創業の促進、国内企業誘致、外国企業誘致、国内での販路開拓支援、海外販路開拓支援）のもと、平成15年度から新たな事業等を展開している。

本地域は、平成12年の工業統計調査によれば、事業所数は市内全体の約3分の1、従業者数も約3割弱を占め、高井田地域など基盤的技術産業が集積している地域でもあることから、本計画は「東大阪市モノづくり経済特区構想」を踏まえ、工場が立地・操業しやすい恵まれた製造環境の提供と製造業の再配置・誘致などの促進により、本地域を含む本市製造業の高付加価値化と国際競争力の向上を図るとともに地域産業・経済の再生と雇用の創出を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施による経済的社会的効果には様々なものがあると考えられる。

例えば、本市工業集積を活用して多品種少量の高付加価値製品を生産するため、市内企業の産学連携や異業種交流などを支援し、高付加価値製品製造業への転換を促進することにより、新たなオンリーワン企業やトップシェア企業が輩出されるとともに、そうした企業から地域の基盤的技術産業への経済波及効果が見込まれる。

また、本地域の企業を中心にナノテク分野や宇宙開発分野などにおける研究開発が進められているが、今後こうした研究による技術やノウハウを地域企業が獲得することによって、さらなる高付加価値製品を創出するとともに、新たな産業分野の創出も期待される。

さらに、国内外の企業誘致や販路開拓などにより、地域企業との連携、ネットワークが形成され、さらなる産業集積の構築と地域経済の活性化に繋がる。

一方、本地域は住工混在地域でもあり、工場の操業環境の確保と住宅との共存という問題は古くからの課題であるが、今後、新たなルールづくりや手法が確立できれば、地域づくり・まちづくりにも繋がることとなる。

このように、本計画の実施による経済的社会的効果には様々なものがあると考えられるが、具体的な指標としては本計画の目標でもある雇用の創出効果を挙げることにする。

(1) 雇用創出効果の考え方

本計画による雇用創出効果を考えるにあたっては、既存中小企業における雇用創出分と新規立地に伴う新たな雇用創出分に分けて考えていくこととする。

既存中小企業分

平成11年度に本市が実施した「東大阪市内全事業所実態調査」などから、本市中小製造企業は、大きく次の3種類に分けることが出来る。

ア) 独自技術を有する事業所や製品にシェア特性のある事業所、また他社との差別化が出来ている事業所で、設備投資を定期的に行っている事業所・・・約400

イ) 独自技術を有する事業所(アを除く)・・・約1300

ウ) その他(下請け企業、賃加工業等)・・・約6300

そこで、本計画を実施した場合の雇用創出効果(及び波及効果)については、今後3年間で、ア)の事業所については1割増、イ)の事業所については0.5割増あるものとし、ウ)の事業所については現状維持として計算する。なお、本地域分への割戻しは事業所数で行う。(なお、ア)の事業所の1割増の根拠については、中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の付加価値額の伸び(年3%以上)を参考とした。)

新規立地分

平成15年度に本市が実施した「東大阪市企業立地促進基礎調査」によれば、平成7年から15年までの9年間に本地域に立地した事業所は149件ある。そのうち、新規創業は57件あり、年間平均では6.3件となる。

また、移転してきた事業所については、本来従前の規模のままであれば、基本的に新規雇用は発生しないが、生産規模の拡大を伴えば、そこに新規雇用が発生する余地がある。そこで、残りの88件(4件は不詳)のうち、25件は生産規模の拡大を伴っていることから、年間2.7件の移転事業所に一定新規雇用が発生するものと考えられる。

これらを踏まえ、本計画による効果として、新規創業・移転事業所それぞれ2割増として計算する。

(2) 今後3年間の雇用創出効果

既存中小企業分

・400事業所×31人×0.1=1,240人

・1300事業所×17人×0.05=1,105人

小計 (1,240+1,105)×2,709÷8,078=786人

新規立地分

・6.3件×6人×0.2×3年 23人

・2.7件×12人×0.2×3年 20人

小計 43人

合計 786人+43人=829人(年276人)

* 上記(2)における31人並びに17人については、平成11年度に実施した「東大阪市内全事業所実態調査」より抽出した400事業所並びに1300事業所のそれぞれの平均従業者数である。

また、における6人並びに12人については、平成15年度に実施した「東大阪市企業立地促進基礎調査」より抽出した新規創業の57件並びに生産規模の拡大を伴った25件のそれぞれの平均従業者数である。

8 特定事業の名称

- ・移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

東大阪市立産業技術支援センター事業

内容：地域内の中小企業への技術指導・相談、試験など技術支援を始め、開放型研究室等を通じた地域内企業の交流促進、企業育成室の設置によるベンチャー企業の育成、さらには技術人材の育成など、地域に密着した様々なモノづくりの支援を実施する。

実施主体：東大阪市

事業開始時期：平成9年4月

高井田地区モノづくり再生研究会

内容：学識経験者、地元自治会、経済団体、企業組織の代表者、行政などから構成される研究会を組織し、高井田地域をモデルに製造業の操業環境の確保と立地促進に係る手法の検討を行う。なお、平成16年度においては、都市再生本部の委託事業である「全国都市再生モデル調査事業（大阪府、八尾市との共同提案の「地域再生を支援する住工共存型都市環境創造に向けた実践調査）」と連携し、事業者や住民など地域で合意できる住工共存のためのルールづくりの検討やそのための手段としての工場マップ作りなどを実施している。

実施主体：東大阪市

事業開始時期：平成16年2月

「東大阪市モノづくり経済特区構想」事業

内容：高付加価値製品製造業への転換促進

- ・異業種交流促進事業、産学共同研究支援事業等

創業・第二創業の促進

- ・創業促進インキュベーション支援事業、人材育成連携事業等

国内企業誘致

- ・市内工場跡地等への立地促進補助金制度の創設等

外国企業誘致

- ・海外諸国へのプロモーション等

国内での販路開拓支援

- ・「東大阪ブランド」推進機構補助事業、技術交流プラザ事業、東大阪フェアイン東京の開催事業等

海外販路開拓支援

・海外見本市出展事業の強化、海外への販路開拓サポート事業等

実施主体：東大阪市

事業開始時期：平成15年度

クリエイション・コア東大阪

内容：大阪東部地域を中心とした地域中小企業のイノベーションの促進と新事業創出を図るため、展示場機能、ワンストップサービス機能、インキュベーション機能、産学官連携機能、人材育成機能、人・知識・技術の交流サポート機能を備えた、我が国でも例を見ない規模の総合的なモノづくり支援施設

*本施設に入居している大学（大阪工業大学、大阪産業大学、大阪大学、大阪商業大学、大阪電気通信大学、大阪府立大学、関西大学、近畿大学、関西学院大学、同志社大学、龍谷大学、奈良先端科学技術大学院大学、立命館大学）

整備主体：（独）中小企業基盤整備機構（旧地域公団）

事業実施主体：（財）大阪産業振興機構、（財）東大阪市中小企業振興会、東大阪商工会議所

事業開始時期：第一期施設（平成15年8月） 第二期施設（平成16年8月）

基盤技術研究促進事業（小型人工衛星開発プロジェクト）

内容：新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託事業。

汎用性の高い小型人工衛星を中小企業に集積された高度な製造技術を集約し、産学連携により開発することで、技術的にも経済的にも競争力を持つものとして実現する。

実施主体：東大阪宇宙開発協同組合（東京大学、大阪大学、大阪府立大学との共同開発、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が協力支援）

事業開始時期：平成15年度～19年度

海外販路開拓のための「（仮称）新製品開発・新市場開拓研究会事業」

内容：市内製造業企業、商社、大学、公的試験研究機関、金融機関、経済団体、行政などがネットワーク（研究会）を形成し、東大阪製造業企業の海外販路開拓に向けた新製品開発から市場開拓までを総合的に支援する。

実施主体：東大阪市中小企業振興会（予定）

事業開始時期：平成17年度（予定）

別紙

1 特定事業の名称

1 1 4 1 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

東大阪市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4 特定事業の内容

バブル経済崩壊以降、本市製造業の事業所数や従業者数の減少傾向に歯止めが掛からない状況が続く中、本地域を移転促進地域から除外することにより、基盤的技術産業を始めとする工業集積の維持・発展を図り、地域産業を活性化するとともに、雇用の創出に寄与する。

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 過去五年間における当該構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対する当該構造改革特別区域内に所在する事業所に係る求人の数の比率（以下この号において「地域求人倍率」という。）の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均値以下であり、かつ、過去六箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。

下表 のとおり、過去5年間における東大阪市の地域求人倍率の月平均値は 0.45 であり、全国の0.63より0.18ポイント低い。

また、下表 のとおり、東大阪市の過去6ヵ月間における地域求人倍率は0.63 から0.76と0.13ポイント上昇しているものの、全国平均は0.75から0.98と0.23ポイント上昇しており全国平均より上昇率が低く、7月から8月にかけて一旦下がったことがあることなどから、本地域における地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないと考えられる。

過去五年間における地域求人倍率

H12年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	0.50	0.55	0.59	0.54	0.51	0.53	0.56	0.61	0.65	0.67	0.68	0.66
東大阪市	0.33	0.36	0.36	0.35	0.34	0.34	0.35	0.39	0.42	0.43	0.44	0.43
H13年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	0.64	0.67	0.68	0.61	0.56	0.55	0.56	0.58	0.60	0.57	0.56	0.51
東大阪市	0.44	0.46	0.46	0.41	0.38	0.38	0.38	0.41	0.41	0.40	0.38	0.37
H14年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	0.50	0.53	0.56	0.51	0.48	0.48	0.51	0.54	0.57	0.59	0.60	0.59
東大阪市	0.32	0.34	0.34	0.32	0.31	0.32	0.33	0.34	0.38	0.38	0.39	0.41
H15年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	0.59	0.62	0.65	0.59	0.55	0.56	0.59	0.64	0.70	0.74	0.77	0.78
東大阪市	0.45	0.48	0.49	0.45	0.43	0.42	0.44	0.47	0.51	0.54	0.57	0.55
H16年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	月平均値
全国	0.77	0.80	0.82	0.75	0.72	0.75	0.78	0.83	0.88	0.93	0.98	0.63
東大阪市	0.57	0.60	0.64	0.60	0.60	0.63	0.65	0.64	0.67	0.70	0.76	0.45

(出典)(全国)「職業安定業務統計(求人・求職等の状況)」厚生労働省調べ

(東大阪市)「労働市場月報」大阪労働局調べ

(注1)東大阪市は、八尾市の数値を含む

(注2)月平均値は、平成12年1月から平成16年11月までの有効求人倍率の平均値

過去六箇月間における地域求人倍率

有効求人倍率		H16.6	H16.7	H16.8	H16.9	H16.10	H16.11	
全国	a/b	原数 値	0.75	0.78	0.83	0.88	0.93	0.98
	求人数 a		1,852	1,857	1,917	2,022	2,089	2,133
	求職数 b		2,474	2,380	2,316	2,292	2,248	2,187
東大 阪市	a/b	布施	0.63	0.65	0.64	0.67	0.70	0.76
	求人数 a		8,807	8,960	8,464	8,601	8,860	9,282
	求職数 b		14,053	13,715	13,284	12,889	12,598	12,201

(出典) 同じ

(注1)東大阪市は、八尾市の数値を含む

(注2)有効求人倍率 = 月間有効求人数 ÷ 月間有効求職者数 (倍)

(注3)単位: 全国の求人数・求職数は千人、東大阪市の求人数・求職数は人

本申請に係る構造改革特別区域と本申請に係る構造改革特別区域以外の区域も管轄している公共職業安定所の管轄区域の有効求人倍率について、これらの地域の雇用の状況が実態的に同じような状況にあって、当該構造改革特別区域の有効求人倍率にかえて当該管轄区域の有効求人倍率を使用しても当該構造改革特別区域の雇用の状況を説明することと同じであることについて

本地域は、東大阪市の製造業の事業所数の約3分の1を占めるとともに、従業員数も約3割弱を占めており、本地域の雇用の状況は東大阪市の雇用の状況と実態的に同じであると考えられる。

【平成12年工業統計による本地域と市全域における製造業の事業所数、従業員数の比較】

	本地域(A)	市全域(B)	比率(A÷B×100)
事業所数	2,709	8,078	33.5%
従業員数	19,943	70,822	28.2%

(2) 工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出が見込まれ、かつ、そのために当該地方公共団体が必要な施策を講じようとしていること

本市工業集積は、機械金属関連業種を中心に多種多様な基盤的技術産業が集積しており、その生産構造は、いわゆる大企業の下請けとしてのピラミッド型ではなく、地域内の基盤的技術産業との取引関係を持ち、地域外から需要をもたらす中核的な企業を中心に、需要によって地域内企業が組み合わせも自由に変化していくネットワーク型の構造となっている。

こうした本市工業集積の特徴は、多品種少量生産で短納期にも対応でき、高付加価値製品を製造するポテンシャルを有しているところにある。即ち、地域内の技術レベルの高い基盤的技術産業の集積を活用することにより、多品種少量の高付加価値製品を他の地域(アジア諸国や国内の地方圏の工業集積地)より安く早く効率的に生産できることとなる。

このような基盤的技術産業は、我が国の製造業を文字通り底辺で支える産業であり、将来的にも経済のグローバル化への対応力を十分備えており、近年急速に拡大するアジア市場などへの潜在的な輸出競争力も極めて高い。

こうしたことから、本市工業集積が有する機能を活用して、事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることで、中核的な企業の輩出とその成長力を高め雇用に創出するとともに、中核的な企業から基盤的技術産業にもたらされる波及効果により地域産業全体の雇用創出力を高めていくことが可能となる。

本市においては、こうした工業集積を活かすため、これまで先進的な数多くの施

策を実施してきたところである。具体的には、

平成 8 年 トップシェア企業の紹介ガイド「いちばん鑑東大阪」(現「きんぼし東大阪」)の発行

平成 9 年 第一回中小企業都市サミットの開催

平成 11 年 東大阪市内全事業所実態調査(製造業分)の実施

平成 12 年 技術情報データベースとなる「東大阪市技術交流プラザ」の開設

平成 14 年 東大阪ブランド推進機構の立ち上げ

などがある。

そして、平成 15 年 3 月には、現在の製造業振興施策の指針となる「東大阪市モノづくり経済特区構想」を策定した。同構想は、本市が我が国の製造業が今後とも国際競争力のある高付加価値製品を作り出すための苗床としての機能的役割を担うこと表明し、工場が立地・操業しやすい恵まれた製造環境を提供し、製造業の再配置・誘致などを促進することとしており、6 つの施策方向(高付加価値製品製造業への転換促進、創業、第二創業の促進、国内企業誘致、外国企業誘致、国内での販路開拓支援、海外販路開拓支援)のもと、平成 15 年度から新たな事業等を展開している。

具体的には、平成 15 年 7 月の立地促進補助金制度の創設(市内の工業専用地域、工業地域(本区域計画内の高井田地域等)において、床面積 1,000 m²以上の製造業が操業する際に、3 年間に限り土地・家屋にかかる固定資産税及び都市計画税相当額の一定割合を助成する制度)や平成 15 年の韓国・ソウル、16 年の中国・上海におけるトップセールスの実施、また、市内中小企業と大学との交流会の実施などがあり、同構想に掲げられた事業を着実に実施しているところである。

また、モノづくり企業のポテンシャルを活かし、多品種少量生産で高付加価値な製品の海外販路開拓を支援するため、平成 17 年度において新たな事業も検討しており、今後とも継続してモノづくり企業への支援に努めていく。

(3) 移転促進地域から除外される区域の範囲

東大阪市の一部(工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域(近畿圏整備法施行令別表に掲げる布施市の区域))

具体的な地番等は以下のとおり。

森河内西 1 ~ 2 丁目、森河内東 1 ~ 2 丁目、新喜多、新喜多 1 丁目、川俣 1 丁目 1 番地及び 2 番地の一部、御厨中 1 丁目、御厨南 1 丁目、御厨栄町 1 ~ 4 丁目、高井田、高井田元町 1 ~ 2 丁目、高井田西 1 ~ 6 丁目、高井田本通 1 ~ 7 丁目、高井田中 1 ~ 5 丁目、長栄寺、長堂 1 ~ 3 丁目、足代北 1 ~ 2 丁目、足代新町、足代 1 ~ 3 丁目、足代南 1 ~ 2 丁目、三ノ瀬 1 ~ 3 丁目、岸田堂西 1 ~ 2 丁目、岸田堂北町、岸田堂南町、寺前町 1 ~ 2 丁目、太平寺 1 ~ 2 丁目、寿町 1 ~ 3 丁目、荒川 1

~ 3丁目、俊徳町1~5丁目、永和1~3丁目、横沼町1~3丁目、菱屋西1~6丁目、小阪1~2丁目、小阪本町1~2丁目、下小阪1~3丁目、中小阪1~3丁目、宝持1~2丁目、上小阪1~4丁目、西上小阪、小若江1~4丁目、近江堂1~3丁目、友井1~4丁目、源氏ヶ丘、吉松1~2丁目、長瀬町1~3丁目、柏田本町、柏田東町、柏田西1~3丁目、渋川町1~3丁目、衣摺1~2丁目、金岡1~4丁目、大蓮東1~2丁目